

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(平成29年7月24日)

現 行	変 更 後
<p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p> <p>1. ～ 2. （省 略）</p> <p>3. （省 略）</p> <p>（1）～（2） （省 略）</p> <p>（3）指標発表時の価格の歪み等を狙って取引を行う行為</p> <p>（以下省略）</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月19日</p>	<p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p> <p>1. ～ 2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>（1）～（2） （現行どおり）</p> <p>（3）指標発表時およびその他の価格の歪み等を狙って取引を行う行為</p> <p>（以下現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">平成29年 7月24日</p>